

平成 29 年度尾道市人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成 29 年度尾道市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

(単位：人)

		職種	採用者数	前年度採用者数
市長事務部局等		主事（一般事務職）	5	4
		技師	2	4
		保育士	2	2
		幼稚園教諭	0	1
		保育教諭	0	0
		保健師	0	2
		消防	0	6
		技術員	1	0
		管理主事、指導主事、主任指導主事	2	1
病院事業局	尾道市立市民病院	主事（一般事務職）	2	0
		医師	2	8
		看護師	6	7
		診療放射線技師	1	0
		薬剤師	0	1
		管理栄養士	0	0
		理学療法士	0	1
		言語聴覚士	0	1
		作業療法士	0	1
		臨床検査技師	2	0
	臨床工学技士	0	0	
	公立みつき総合病院	主事（一般事務職）	2	1
		保健師	0	1
		歯科衛生士	1	0
		医師	5	5
		臨床検査技師	0	0
		作業療法士	1	0
		理学療法士	3	0
		言語聴覚士	1	1
		看護師	11	8
薬剤師		0	0	
臨床心理士	0	0		
社会福祉士	0	2		
診療放射線技師	0	0		
管理栄養士	1	1		
介護福祉士	4	6		

(2) 職員の退職等の状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区 分	市長事務部局等		病院事業局			
			尾道市立市民病院		公立みつぎ総合病院	
	人数	前年度人数	人数	前年度人数	人数	前年度人数
定年退職	55	32	6	4	7	4
早期退職	9	9	4	7	0	0
普通退職	4	7	12	16	13	25
分限免職	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	1	0	0	0	0
失職	0	0	0	0	0	0
死亡退職	1	0	0	0	1	0
計	70	49	22	27	21	29
再任用職員	19	6	2	1	0	0

(3) 部門別職員数の状況

（各年 4 月 1 日現在）

部門		区分	職員数（人）			対前年増減（人）		
			平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
一般行政部門	議会		9	9	9	－	－	－
	総務企画		151	148	144	△3	△3	△4
	税務		62	60	52	△5	△2	△8
	労働		0	0	0	－	－	－
	民生		210	209	200	△9	△1	△9
	衛生		103	99	101	△4	△4	2
	農林水産		38	40	39	△1	2	△1
	商工		25	23	25	3	△2	2
	土木		101	100	97	△3	△1	△3
	小計		699	688	667	△22	△11	△21
特別行政部門	教育		176	170	167	△4	△6	△3
	消防		208	206	206	△1	△2	－
	小計		384	376	373	△5	△8	△3
普通会計計			1,083	1,064	1,040	△27	△19	△24
公営企業等会計部門	病院		933	922	915	△4	△11	△7
	水道		55	54	54	△3	△1	－
	交通		1	1	1	－	－	－
	下水道		15	15	16	－	－	1
	その他		47	46	47	－	△1	1
	小計		1,051	1,038	1,033	△7	△13	△5
合計			2,134	2,102	2,073	△34	△32	△29
条例定数			2,291	2,291	2,291	－	－	－

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(4) 地位別職員数の状況（一般行政職）

（単位：人）

区分	男性	女性	計
部長級	14	3	17
課長級	47	8	55
課長補佐級	57	16	73
係長級	82	39	121

2 職員の人事評価の状況

(1) 目的

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・業績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としています。

(2) 内容

評価期間	4月1日から翌年3月31日まで
対象者	一般職の職員 ※退職派遣者及び他団体への派遣職員、他団体からの派遣職員等を除く。
評価方法	能力評価及び業績評価

(3) 人事評価の結果の活用

被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとします。

3-1 職員の給与の状況【市長の事務局等】

(1) 平成29年度の人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成28年度の 人件費率(参考)
138,396人	67,608,917千円	269,118千円	10,428,320千円	15.4%	16.5%

(2) 平成29年度の職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
1,064人	4,154,387千円	784,537千円	1,655,937千円	6,594,861千円	6,198千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の職員数で、短時間勤務職員は含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
350,882円	412,559円	45.8歳	322,361円	350,502円	54.1歳

(4) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

平成25年		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
4月1日	7月1日				
109.4(101.0)	100.4	101.1	101.1	100.9	99.9

(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として尾道市職員の給与水準を比較した数字です。

2 平成25年欄の()書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の数字です。

(5) 一般行政職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	尾道市	国
上級(大学卒)	179,200円	179,200円
中級(短大卒)	159,800円	-
初級(高校卒)	147,100円	147,100円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数 10年～15年	経験年数 15年～20年	経験年数 20年～25年
一般行政職	大学卒	294,562 円	335,191 円	373,243 円
	高校卒	263,400 円	303,100 円	345,083 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	337,807 円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長	
職員数	5人	24人	71人	172人	118人	73人	51人	15人	529人
構成比	1.0%	4.5%	13.4%	32.5%	22.3%	13.8%	9.7%	2.8%	100.0%
参考	1年前の構成比	0.9%	5.2%	11.8%	31.7%	24.8%	13.0%	9.8%	100.0%
	5年前の構成比	3.0%	4.7%	8.6%	32.2%	26.5%	13.8%	8.7%	100.0%

- (注) 1 給与条列に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 再任用職員は含んでいません。

(8) 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

区分	尾道市			国		
期末手当 勤勉手当	国と同じ			6月期	期末手当 1.225月分 (0.65)月分	勤勉手当 0.9月分 (0.425)月分
				12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.9月分 (0.425)月分
				計	2.6月分 (1.45)月分	1.8月分 (0.85)月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置						
退職手当	(支給率) 自己都合 応募認定・定年			(支給率) 自己都合 応募認定・定年		
	支給率は国と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～30%)			勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
				勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
			勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
			最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%)						
1人当たりの 平均支給額		自己都合	定年・早期			
		7,354千円	22,080千円			

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	東京都特別区	広島市	三原市
	支給率	20%	7.3%	3%
	支給対象職員数	-	3人	-
	国の制度（支給率）	20%	10%	3%
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額（平成28年度）	-	297,485円	-

特殊勤務手当 (平成 29 年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		29.0%
	支給職員 1 人当たり平均支給年額		71,351 円
	手当の種類 (手当数)		12 種類
時間外勤務手当	平成 29 年度	支給実績	280,200 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	262 千円
	平成 28 年度	支給実績	303,043 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	277 千円

区分	内容	
扶養手当	扶養親族である配偶者	6,500 円
	配偶者以外の扶養親族(子)	10,000 円
	配偶者以外の扶養親族 (父母等)	6,500 円
	扶養親族のうち特定期間にある子 (1 人につき・加算)	5,000 円

区分	内容		
住居手当	借家	月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員	最高支給限度 27,000 円
	通勤手当	交通機関利用者	最高支給限度額 1 ヶ月あたり 55,000 円
		交通用具利用者	距離に応じて支給 (1 km 以上) 2,200 円~31,600 円

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等	期末手当	
給料	市長	940,000 円	6 月期	2.125 月分
	副市長	780,000 円	12 月期	2.275 月分
	教育長	680,000 円	計	4.4 月分
報酬	議長	520,000 円	6 月期	2.125 月分
	副議長	480,000 円	12 月期	2.275 月分
	議員	450,000 円	計	4.4 月分

3-2 職員の給与の状況【水道局】

(1) 平成 29 年度の人件費の状況 (平成 29 年度決算)

事業費用総額 (A)	純利益	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 28 年度の 人件費率 (参考)
3,585,723 千円	407,226 千円	438,807 千円	12.2%	9.9%

(2) 平成 29 年度の職員給与費の状況 (平成 29 年度予算)

職員数 (A)	給与費				1 人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
44 人	188,593 千円	25,364 千円	76,355 千円	290,312 千円	6,598 千円

(注) 給与費は当初予算に計上された額であり、職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

水道企業職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
350,340 円	396,202 円	46.3 歳

(4) 職員の初任給の状況
尾道市一般行政職と同じです。

(5) 級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長		
職員数	0 人	3 人	4 人	23 人	16 人	4 人	2 人	1 人	53 人	
構成比	0%	5.7%	7.5%	43.4%	30.2%	7.5%	3.8%	1.9%	100.0%	
参考	1 年前の構成比	1.9%	5.7%	5.7%	41.5%	32.0%	7.5%	3.8%	1.9%	100.0%
	5 年前の構成比	1.5%	1.5%	4.5%	59.2%	18.2%	9.1%	4.5%	1.5%	100.0%

(注) 1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
2 再任用職員は含んでいません。

(6) 職員手当の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

期末手当、勤勉手当、退職手当の支給割合及び扶養手当、住居手当、通勤手当の支給額は、一般行政職と同じです。

特殊勤務手当 (平成 29 年度)	区分		全職種
		職員全体に占める手当支給職員の割合	
	支給職員 1 人当たり平均支給年額		14,315 円
	手当の種類（手当数）		3 種類
時間外勤務手当	平成 29 年度	支給実績	11,460 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	212 千円
	平成 28 年度	支給実績	16,106 千円
		職員 1 人当たり平均支給年額	293 千円

3-3 職員の給与の状況【病院事業局】

(1) 平成 29 年度の人件費の状況（平成 29 年度決算）

費用額 (A)	経常利益	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 28 年度の 人件費率（参考）
13,776,615 千円	△231,099 千円	4,336,738 千円	60.5%	60.3%

(2) 平成 30 年度の職員給与費の状況（平成 30 年度予算）

職員数 (A)	給与費				1 人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
952 人	3,274,819 千円	1,199,104 千円	1,258,773 千円	5,732,696 千円	6,022 千円

(注) 給与費は当初予算に計上された額であり、職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

市民病院			公立みつぎ総合病院		
区分		月額	区分		月額
企業医療職	大学卒	246,400 円	企業医療職(1)	大学卒	321,600 円
	企業行政職	大学 6 卒		215,400 円	企業医療職(2)
	大学卒	179,200 円	企業医療職(3)	大学卒	
	短大卒	168,600 円		企業福祉職	短大卒
	高校卒	147,100 円	企業行政職	大学卒	179,200 円

(4) 級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

ア 市民病院

①企業医療職給料表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	計
標準的な職務内容	医師	医長 副医長 統括診療副部長 診療部長 診療科長 主幹	副院長 統括診療部長	院長	
職員数	4 人	29 人	4 人	1 人	38 人
構成比	10.5%	76.4%	10.5%	2.6%	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

②企業行政職給料表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 管理栄養士 歯科衛生士 社会福祉士 臨床心理士 看護師 主事			主任	看護師長 技師長 係長 専門員 薬局次長	課長補佐 医療技術科長補佐 薬局長補佐	課長 副看護部長 医療技術科長 薬局長	部長 看護部長 医療技術部長 薬剤部長	
職員数	9 人	44 人	200 人	83 人	27 人	8 人	7 人	3 人	381 人
構成比	2.4%	11.5%	52.5%	21.8%	7.1%	2.1%	1.8%	0.8%	100.0

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 公立みつぎ総合病院

①企業医療職給料表 (1)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	計
標準的な職務内容	医師		部長 医長	院長 副院長 施設長	
職員数	0 人	4 人	13 人	3 人	20 人
構成比	0.0%	20.0%	65.0%	15.0%	100.0%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

②企業医療職給料表（2）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容		薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 管理栄養士 歯科衛生士 社会福祉士 臨床心理士	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 歯科衛生士 社会福祉士	主任	薬局長 技師長	薬剤部長 リハビリ部次長 医療福祉部次長 医療技術部次長	
職員数	0人	103人	2人	32人	8人	2人	147人
構成比	0.0%	70.0%	1.4%	21.8%	5.4%	1.4%	100.0%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

③企業医療職給料表（3）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	准看護師	保健師 看護師 助産師 准看護師		主任	師長	看護部長 副看護部長 看護科長	
職員数	4人	114人	26人	13人	20人	5人	182人
構成比	2.2%	62.6%	14.3%	7.1%	11.0%	2.8%	100.0%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

④企業福祉職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	介護福祉士 介護員 看護補助者		主任	係長		
職員数	90人	20人	6人	1人	0人	117人
構成比	76.9%	17.1%	5.1%	0.9%	0.0%	100.0%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑤企業行政職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容		主事		係長 主任	次長 課長 主幹	部長	
職員数	10人	0人	0人	11人	4人	1人	26人
構成比	38.5%	0.0%	0.0%	42.3%	15.4%	3.8%	100.0%

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）

期末手当、勤勉手当、退職手当の支給割合は、尾道市一般行政職と同じです。

(6) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		給料月額等	期末手当	
給料	病院事業管理者	780,000円	6月期	2.125月分
			12月期	2.275月分
			計	4.4月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38.75 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時～午後 1 時

(注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

2 休息時間：一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
21,191.5 日	5,205.8 日	540 人	9.6 日	24.6%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
244,648 時間	13.6 時間

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を、対象職員（管理職を除く）数で除したものの。

5 職員の休業に関する状況

育児休業及び介護休暇の取得状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

休業の種類	付与日数・期間等	職員数	
		男性職員	女性職員
育児休業	子が 3 歳に達する日まで	1 人	96 人
介護休暇	連続する 6 月	6 人	

6 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号	—	—			—
心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号	—	—	98		98
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号	—	—			—
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号	—	—			—
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号					
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条第 2 項	—	—	—	—	—
計		—	—	98	—	98

(2) 懲戒処分者数（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

（単位：人）

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号	1	—	1	1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号	—	1	—	—	1
計		1	1	1	1	4

※どちらの人数も延べ人数であり、重複して発令した人を含みます。

7 職員の服務の状況

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

派遣形態根拠	法人名	派遣職員数（人）		
		役員	職員	合計
一般地方独立行政法人 派遣法第2条第2号	公立大学法人尾道市立大学	0	8	8

8 職員の退職管理の状況

（単位：人）

区分	民間企業	左記以外の法人
平成29年度退職者 （管理職であった者）	1	4

9 職員の研修の状況

(1) 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定時期
有	平成9年2月

(2) 研修の実施状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

（単位：人）

機関別研修		研修内容	参加者数
派遣研修	市町村アカデミー （市町村職員中央研修所）	専門実務研修、政策課題研修、特別セミナー	19
	国際文化アカデミー （全国市町村国際文化研修所）	政策実務研修、国際文化研修、消防研修	31
	ひろしま自治人材開発機構	一般（階層別）研修、特別（希望参加型）研修	164
	その他の派遣研修	県実施研修、民間機関実施研修	30
独自研修	集合研修	基本（階層別）研修、特別（専門知識習得等）	2,187
	職場研修	人権研修、交通安全研修等	6,295
	自主研修	ワン・ステップ・アクション	325
合計			9,051

※人数は原則として延べ人数

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

健康診断等の状況

（単位：人）

区分	受診者数
定期健康診断	871
人間ドック	1,193
VDT作業従事者健康診断	90

※定期健康診断については、延べ人数です。

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

H29.3.31 現在継続 件数 (A)	H29.4.1～H30.3.31 の 措置要求の件数 (B)	H29.4.1～H30.3.31 の 終結件数 (C)	H30.3.31 現在継続 件数 (A+B-C)
0	0	0	0

12 不利益処分に関する不服申立ての状況

H29.3.31 現在継続 件数 (A)	H29.4.1～H30.3.31 の 不服申立ての件数 (B)	H29.4.1～H30.3.31 の 終結件数 (C)	H30.3.31 現在継続 件数 (A+B-C)
0	0	0	0

13 等級ごとの職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(1) 市町の事務部局等

①一般職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	定型的な業務を行う職務	16	2.0	主事 保育士	10 6
2 級	経験を必要とする職務	37	4.6	主事 技師 保育士 保育教諭 教諭 保健師	22 6 4 2 2 1
3 級	高度の知識又は経験を必要とする職務	153	19.0	主事 技師 保育士 保育教諭 教諭 保健師 看護師	58 20 41 7 17 9 1
4 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の主任の職務	277	34.4	主任 主事 主事（再任用） 主事（再任用短時間） 技師（再任用） 技師（再任用短時間） 看護師兼助産師 保育士（再任用短時間） 保育教諭（再任用短時間） 教諭（再任用） 看護師	248 1 6 4 1 6 1 4 2 3 1
5 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の係長級の職務	163	20.2	係長 支所長（再任用） 主査 主査（再任用） 専門員 専門員（再任用） 専門員（再任用短時間）	40 1 2 2 111 2 5
6 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の課長補佐級の職務	85	10.5	課長補佐	85
7 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の課長級（会計管理者を含む。）の職務	58	7.2	課長 主幹 主幹（再任用） 主幹（再任用短時間）	46 6 4 2
8 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の部長級の職務	17	2.1	部長 参事 参事（再任用）	14 1 2
合計		806	100		

※備考 この表の職名欄において、5 級の係長及び支所長（再任用）には百島支所長、浦崎支所長、人権文化センター所長、因島ふれあいセンター所長及び栗原北学校給食共同調理場長を含み、7 級の課長には清掃事務所長、衛生施設センター長、南部清掃事務所長、議会事務局次長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長を含み、8 級の部長には因島総合支所長、御調支所長、向島支所長、瀬戸田支所長及び議会事務局長を含む。

②消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	17	7.9	消防士	17
2級	経験を必要とする職務	8	3.7	消防副士長 消防士	2 6
3級	高度の知識又は経験を必要とする職務	98	45.4	消防士長 消防士長（再任用短時間） 消防副士長	83 11 4
4級	主任の職務	58	26.8	消防司令補 消防副士長 消防士長	56 1 1
5級	係長級の職務	14	6.5	消防司令 消防司令補	13 1
6級	課長補佐級の職務	13	6.0	消防司令	13
7級	課長級の職務	5	2.3	消防司令長	5
8級	次長級の職務	2	0.9	消防監	2
9級	消防局長の職務	1	0.5	消防正監	1
合計		216		100	

③技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う技能職員又は労務 職員の職務	1	0.9	技術員	1
2級	経験を必要とする業務を行う技能職員 又は労務職員の職務	2	1.7	技術員	2
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務 を行う技能職員又は労務職員の職務	27	23.7	技術員	27
4級	主任の職務	79	69.3	主任 主任（再任用） 技術員 技術員（再任用） 技術員（再任用短時間）	41 1 3 28 6
5級	専門員の職務	5	4.4	専門員	5
合計		114	100		

(2) 水道局

水道企業職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	定型的な業務を行う職務	0	0		0
2級	経験を必要とする職務	3	5.1	技師	3
3級	高度の知識又は経験を必要とする職務	4	6.8	技師	4
4級	主任の職務	28	47.4	主任 技師（再任用） 技師（再任用短時間）	23 1 4
5級	係長級の職務	17	28.8	係長 専門員 専門員（再任用短時間）	5 11 1
6級	課長補佐の職務	4	6.8	課長補佐	4
7級	課長級の職務	2	3.4	課長	2
8級	局長の職務	1	1.7	局長	1
合計		59	100		

(3) 市民病院

①企業行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、臨床心理士、診療情報管理士又は運転員の職務	9	2.3	看護師	9
2級	薬剤師の職務又は経験を必要とする職務	44	11.3	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 看護師 歯科衛生士	3 2 3 1 2 1 31 1
3級	高度の知識又は経験を必要とする職務	200	51.4	主事 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 看護師 管理栄養士 社会福祉士 臨床心理士 診療情報管理士	2 7 8 7 5 3 1 5 152 4 3 1 2
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	91	23.4	主任 看護師 看護師（再任用） 看護師（再任用短時間）	54 29 4 4
5級	係長、看護師長、技師長、次長若しくは専門員の職務又はこれらに相当する職務	27	6.9	係長 看護師長 技師長 次長 室長 専門員	1 12 3 1 2 8
6級	課長補佐、科長補佐若しくは統括師長の職務又はこれらに相当する職務	8	2.1	課長補佐 科長補佐 統括看護師長	3 3 2
7級	課長、科長、薬局長若しくは副看護部長の職務又はこれに相当する職務	7	1.8	課長 副看護部長	3 4
8級	事務部長若しくは看護部長の職務又はこれに相当する職務	3	0.8	部長 看護部長	2 1
	合計	389	100		

②企業医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師及び歯科医師で医療業務を行う職務	4	10.5	医師	4
2級	医師及び歯科医師で、相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	29	76.4	医療技術科長 診療科長 医長 副医長	1 2 24 2
3級	副院長及び部長の職務	4	10.5	副院長	4
4級	院長の職務	1	2.6	院長	1
合計		38	100		

(4) 公立みつき総合病院

①企業行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	他の給与表の適用を受けない全ての職員	10	38.5	主事 技士	9 1
2級	主事、技士及び運転手の職務				
3級	主任補佐、主事及び技士の職務				
4級	課長補佐、係長及び主任の職務	11	42.3	課長補佐 係長 主任	2 5 4
5級	事務部次長、課長、主幹及び総合施設事務長の職務	4	15.4	次長 課長	1 3
6級	事務部長の職務	1	3.8	部長	1
合計		26	100		

②企業医療職給料表（1）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師及び歯科医師の職務				
2級	医師及び歯科医師の職務	4	20.0	医師	4
3級	診療部長、副診療部長、診療科部長及び医長の職務	13	65.0	部長 医長	8 5
4級	院長、副院長及び施設長の職務	3	15.0	院長 院長代行 副院長	1 1 1
合計		20	100		

③企業医療職給料表（2）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	歯科衛生士及び歯科技工士の職務				
2級	薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、相談員、管理栄養士、栄養士、音楽療法士、臨床心理士及び精神保健福祉士の職務	103	70.0	薬剤師 診療放射線技師 歯科衛生士 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 社会福祉士 管理栄養士 音楽療法士 臨床心理士 臨床工学技士	4 3 6 3 31 22 10 8 10 2 1 3
3級	薬剤師、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、相談員、管理栄養士、栄養士、音楽療法士、臨床心理士及び精神保健福祉士の職務 主任及び主任補佐の職務	2	1.4	臨床検査技師 主任作業療法士補佐	1 1
4級	主任及び主任補佐の職務	32	21.8	主任薬剤師 主任診療放射線技師 主任精神保健福祉士 主任社会福祉士 主任社会福祉士補佐 歯科衛生士長 主任歯科衛生士 主任歯科衛生士補佐 主任歯科技工士 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任作業療法士 主任理学療法士補佐 主任言語聴覚士主任 管理栄養士 主任臨床工学技士	2 1 1 2 2 2 1 1 1 4 7 3 2 1 1 1
5級	副薬剤部長、薬局長、主任技師長、技師長、管理栄養室長及び主任相談員の職務	8	5.4	薬局長 臨床検査主任技師長 理学療法士主任技師長 作業療法士主任技師長 言語聴覚士主任技師長 診療放射線技師長 作業療法士技師長 言語聴覚士技師長	1 1 1 1 1 1 1 1
6級	薬剤部長、医療技術部副部長、医療技術部次長、老健施設所長、老健施設次長、医療福祉部次長及びリハビリ部次長の職務	2	1.4	リハビリ部次長 医療福祉部次長	1 1
合計		147	100		

④企業医療職給料表（3）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師	4	2.2	准看護師	4
2級	保健師、助産師、看護師及び准看護師の職務	114	62.6	保健師 看護師 准看護師	6 106 2
3級	保健師、助産師、看護師及び准看護師の職務	26	14.3	保健師 看護師 准看護師	1 20 5
4級	主任及び主任補佐の職務	13	7.1	主任保健師 主任看護師	2 11
5級	師長の職務	20	11.0	保健師長 看護師長	3 17
6級	副院長、看護部長、副看護部長、副施設長及び看護科長の職務	5	2.8	看護部長 副看護部長 医療安全管理者看護科長	1 3 1
合計		182	100		

⑤企業福祉職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	介護福祉士、介護員及び看護補助者の職務	90	76.9	介護福祉士 介護員 看護補助者	85 3 2
2級	主任補佐及び介護福祉士の職務	20	17.1	介護福祉士	20
3級	主任の職務	6	5.1	介護主任	6
4級	係長の職務	1	0.9	介護係長	1
5級					
6級					
合計		117	100		